

令和7年度 第3回 鎌倉市下水道事業運営審議会会議録

1 日時 令和7年（2025年）10月3日（金）14時00分～16時15分

2 場所 山崎浄化センター管理棟 1階 会議室

3 出席者

(1) 委員（五十音順）

堀江信之会長（公益社団法人日本下水道協会）、中川直子副会長（中央大学理工学研究科）、岩村千恵子委員（鎌倉市管工事業協同組合）、風間しのぶ委員（東京大学大学院新領域創成科学研究科社会文化環境学専攻）、北原圀彦委員（市民公募委員）、田中重代委員（鎌倉市建設業協会）、田中隆一委員（日本下水道事業団事業統括部）、安井孝委員（東京地方税理士会鎌倉支部）、若林広晃委員（神奈川県企業庁鎌倉水道営業所）

(2) 幹事及び担当課職員

森都市整備部長、杉浦都市整備部次長兼下水道河川課長、岩崎下水道経営課長、森田浄化センター所長、安富企画課長、山田財政課長、廣瀬下水道経営課課長補佐、今井下水道経営課担当係長、遠藤下水道河川課担当係長、花田浄化センター所長補佐

(3) 事務局

根本下水道経営課担当係長、畠山下水道経営課主事、堀下水道経営課事務職員、指田下水道経営課事務職員

4 議題

- (1) 下水道使用料の改定について
- (2) 大規模陥没等を受けた国の動向について
- (3) 雨水管理総合計画について
- (4) 鎌倉市下水道 BCP について
- (5) 鎌倉市公共下水道経営戦略について

5 会議の概要

（会 長） 定刻となりましたので、令和7年度第3回鎌倉市下水道事業運営審議会を開会いたします。それでは次第に沿って進めます。初めに、事務局から委員の出席状況他について報告をお願いします。

（事務局） 初めに、本日の委員の出席状況について報告します。

本日の委員出席状況につきましては、9名中8名の御出席、うち2名のリモートでの御参加をいただいております。鎌倉市下水道事業運営審議会条例第7条に規定する定足数に達しておりますことを報告いたします。

続きまして、本日の傍聴について報告いたします。本日1名の方から傍聴の希望がありました。

続きまして、会議資料の公開について報告します。審議会資料につきましては公開することとなっておりますので、御承知おきください。

続きまして、令和7年度第2回審議会の会議録について、報告いたします。第2回審議会の会議録につきましては、現在皆様からいただきました修正を事務局にて反映させる作業を行っています。後日、改めて修正を反映した議事録を送付させていただきますので、お手数をおかけしますが、再度御確認をお願いいたします。その後、事務局にて必要に応じて修正等を行い、ホームページに公開します。

続きまして、本日の資料については、資料一式を、机上に配付しています。また、次第に記載の参考資料についてもファイルにまとめて机上に用意してございますので、適宜御覧ください。

なお、本日の会議につきましても、委員個人の名前は記載しない形で会議録をホームページに公開いたします。

ここまでで何か質問はございますか。

(委員からの発言なし)

(会長) ただいま事務局から傍聴者について御報告がありましたが、本審議会における傍聴者の取り扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 傍聴者については、鎌倉市審議会等に関する指針で規定されており、会議を公開することによって、公正、円滑な審議等が著しく阻害されるおそれがあるなど、会議の目的が達成されないと認められる場合には非公開とすることができます。

(会長) 事務局から説明がありましたけれども、本日の議題については公開が可能と思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

(会長) ありがとうございます。それでは傍聴者に入室をお伝えしますので少しお待ちください。

(傍聴者入室)

(会長) それでは再開します。傍聴者の方をお願いいたします。会議中の発言はお控えください。また、むやみに席を離れることや、写真撮影、録音等はお控えください。会議に支障があると判断した場合は、退出をお願いすることもございますので、御協力をお願いいたします。

では、会議を進めます。次第の3、議題「(1) 下水道使用料の改定に

ついて」、前回の審議に引き続きとなりますが、答申（案）について審議していききたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

（担当課） 下水道使用料の改定について、答申（素案）に対する委員の御意見を踏まえ、答申（案）を作成しましたので、主な変更点について説明いたします。

資料1を御覧ください。1ページの答申から3ページの付帯意見まで、答申（素案）からの変更箇所を網掛けとしています。なお、軽微な修正等については、網掛けはしていません。

まず、「1 答申」について、内容を分かりやすくするため、項目分けを行いました。項目は、（1）背景、（2）改定の目標、（3）改定案、（4）減免制度としています。

「（1）背景」から順に、修正箇所を説明します。「（1）背景」2段落目には、運営に加え改築更新についても様々な技術と経験、多額の資金を要することを追記しました。3段落目には、経営戦略2021投資・財政計画作成の背景として、使用料の減収と施設の改築更新について追記しました。また、現在までの取組として、再生可能エネルギー100パーセント由来の電力購入等の環境配慮にも取り組んできたこと、今後の取組として、ウォーターPPPの導入を含めた体制の確保が必要であること、現在の状況として、下水道事業を取り巻く環境が厳しいものであることを追記しました。

「（2）改定の目標」には、大幅な値上げが必要となる背景として、厳しさを増す市財政からの基準外繰入を将来なくしていくことを追記しました。

「（3）改定案」には、改定時期と平均改定率を追記しました。

3ページに入り、「（4）減免制度」についての修正はありません。

次に、「2 付帯意見」についてです。1段落目には、包括的民間委託の開始により管路の状況が一部分かり始めたこと、改築更新投資の先送りが続いていること、投資計画を迅速に作成・実行可能とする体制整備が必要なこと、事故・災害のリスク拡大に加え、インフレや人手不足などにより、投資の遅れがさらなる経費増大を招くおそれもあることを追記しました。

2段落目には、近年、急激な物価高騰や改築更新の必要性についての理解が進み、短期間で使用料改定される例もあること、資本費算入率60パーセントの達成に向け、次回改定については早期に、必要な投資計画とともに検討を求めることを追記しました。

3段落目には、下水道の現況や課題、今後の計画等について、周知に加え対話も行うこと、市の他の施策とも連携することを追記しました。なお、前回審議会において、水を使うことで成り立つ農業や生活関連業種等の中小事業主への影響を緩和する施策の検討についての御意見を頂戴しましたが、本答申は下水道管理者に対しての答申であるため、今回は

「市の他の施策とも連携しながら」との記載にとどめております。

5 ページに移り、「3 審議経過」についてです。こちらは資本費算入率のイメージ図を差し替えました。下水道使用料について、前回までは令和7年度予算を記載しておりましたが、改定しない場合に見込まれる令和8年度から令和10年度の平均額に金額を変更しています。

続いて、7 ページに移り、使用者分布状況のグラフについて、棒グラフの色分けの内容が分かるように凡例を修正しました。

以上で、答申（案）についての説明を終わります。

(委員1名入室)

(会長) ただいま答申（案）について説明がありましたが、全体の構成や項目の内容について御意見がある方はお願いいたします。

(委員) 2 ページ目の「(3) 改定案」ですが、ここは私の方から「改定率」と「改定時期」を項目毎に分けて記載する提案させていただきました。なぜかと言いますと、「市民の理解を得られるよう十分な周知期間を確保することを考慮し、令和8年(2026年)10月改定を目指す」と記載いただく方が良いというイメージがありまして、提案させていただきました。時期と改定率を一緒に書いていただいているので理解されると思いますが、市民の方への広報といいいますか、そのようなことを記載した方が良いと思います。周知期間を見込んでこの時期にしたのか確認したいと思います。

(担当課) 御意見ありがとうございます。委員の方から答申（素案）に対する御意見として、改定時期と平均改定率についての記載をという御意見をいただいて、修正を反映させた箇所になります。

市民への周知については、市民生活への影響があるところですので、きちんと周知期間を設けて周知をしていこうと考えているところですが、ここで10月というところまで確定と言ってしまうのは難しいところがあります。経営戦略上でも令和8年度の改定についてというところまでは記載していますが、実際の今後の周知期間や、それに伴う諸々の手続きを踏まえると、10月改定ではないかというところで現在見込んでいるところではあります。現時点ではここまでの記載にとどめさせていただくのが良いかと思ひまして、年度までの記載とさせていただいたところです。

最後の付帯意見のところ、きちんと市民に対する周知もというところで載せさせていただいているところではありますので、使用者の皆さんにきちんと御理解いただけるように、周知活動には努めて参りたいと思います。また、周知につきましては上下水道料金一括徴収していただいている関係で、点検表と一緒にリーフレットの配付についても御協力

いただければと思っていますので、よろしく願いいたします。

(委員) 「経営面から、この時期にまでに改定すべき。」という視点から周知期間を踏まえた答申するののかと思い、発言させていただきました。御事情は理解しました。また、最後の付帯意見に、市民の方々への周知について記載していますので、問題ないと思います。ありがとうございます。

(会長) 今の御意見で気づいたのですが、「次の点を考慮し」の次のところに「周知期間を考慮して」など何かちょっとした一言を入れるという可能性はあり得ますか。

(担当課) 「(3) 改定案」のところでよろしいですか。「次の点を考慮し、周知期間を考慮して令和8年度(2026年度)から」というイメージでよろしいですか。

(会長) 例えばそのような表現があると思います。

(担当課) その書き方ですと、令和8年度からと範囲が非常に広い印象を受けたのですが、いかがでしょうか。「周知期間を考慮して令和8年度(2026年度)から」だと当然4月も令和8年度に含まれるので、タイミングがどうなってくるかというところは触りにくいかと感じました。コメントとしてここに他に何かしら入れることは可能かと思えます。もしくは、最後の付帯意見のところに、「使用者の理解を得られるよう努めてください。」というくだりがありますので、そちらに、「きちんと周知期間を設けましょう」というようなことを追加するのも一つ方法としてあるかと考えます。

(委員) 今会長がおっしゃった場所はどこですか。

(会長) 今例えばと言ったのは、「(3) 改定案」の「次の点を考慮し、周知期間を考慮して令和8年度(2026年度)」の部分です。少なくとも7年度中は様々なことを考えて、皆さんに理解していただく時間はありませんが、その周知期間によってということです。

(担当課) 今市民の周知についての御意見をいただいたところですので、「(3) 改定案」のところにそのような意図を入れるのか、付帯意見に入れるのかについてはまた調整させていただいた上で、そのような意図が伝わるような方向で調整させていただくということではいかがでしょうか。

(会長) とにかく周知期間に関することについて、どちらかで少し触れるという形で進めてください。

(担当課) よろしく申し上げます。ありがとうございます。

(会長) 他には何かございますか。

(委員) 今会長から言われて気が付いたのですが、2ページ目の「(3) 改定案」は「次の点を考慮し、令和8年度(2026年度)から」となっています。ここに「令和8年度(2026年度)内には」や「遅くとも令和8年度(2026年度)内は」など、「から」ではなく「内には」というような多少は時間をかけるみたいな表現が入れば、周知・対話を行うというところの文面も今の懸念も全て解消されるような気がします。

(担当課) ありがとうございます。「(3) 改定案」のところに「次の点を考慮し、市民への周知等を考えて令和8年度(2026年度)内には下記料金表にすることが適切との結論に達しました。」というイメージでよろしいですか。では、この部分と最後の付帯意見の部分は、今の御意見を踏まえまして調整させていただければと思います。ありがとうございます。

(会長) そのときにギリギリでも大丈夫ということを、あまりイメージを強し過ぎないように頭に入れておいた方が良くもかもしれません。他には何か御意見等ございますか。

(委員) よろしいでしょうか。細かいところですが、公衆浴場に関して「現行の単価を据え置きますが」とありますが、その前に、これはなぜ現行の単価を据え置いたのかについて、一言だけでも入れると良いのではないかと思いました。

銭湯文化は我が国の伝統文化でもありますし、古くから社交場としても用いられているところがあり、特に年配の方たちにとってそのような部分もありますので、身体健康だけでなく、心の健康にも寄与している部分ですとか、防災のときにも役立てられる可能性もありますので、そのようなことを一言だけでも入れた方が良いのではないかと思いました。

(担当課) 御意見ありがとうございます。付帯意見の最後の段落「公衆浴場については」のところになると思います。そうしましたら、「公衆浴場についてはこのような理由から現行の単価を据え置きますが」というところで、今御発言いただいたような内容を盛り込むような形で修正をさせていただこうと思います。

(委員) よろしく申し上げます。

(会長) 他には何かありますか。

(委員からの発言なし)

(会長) よろしいでしょうか。

それでは御意見ありがとうございました。本日まで審議を重ねてきて、答申について審議会としての合意がおおむねなされたことかと思えます。答申に当たって、本日の御意見を踏まえて作業を事務局で行った後、私が内容を確認した上で、答申として確定したいと思えますがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

(会長) それでは最終の答申につきましては、答申前に事務局から皆様に送付していただきますので、よろしくお願ひします。

前回の審議会事務局から説明がありましたが、10月28日に審議会から市長に対して答申を行います。出席者については、会議の最後に事務局から確認をお願いします。これで、下水道使用料の改定についての議題を終わります。

続きまして、経営戦略の改定に関しまして、議題「(2)大規模陥没等を受けた国の動向について」と議題「(3)雨水管理総合計画について」です。こちらは一括して事務局から説明をお願いします。

(担当課) 大規模陥没等を受けた国の動向について、説明させていただきます。

配付させていただきました資料2-2も併せて御覧ください。

まず、「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」についてです。令和7年1月28日に、埼玉県八潮市で下水道管路の破損に起因すると考えられる大規模な道路陥没にトラック運転手が巻き込まれ、死亡する事故が発生するとともに、約120万人の人々が下水道の使用自粛を求められるなど、重大な事態が発生しました。この道路陥没を受け、国は「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」を設置しました。この委員会は、今後下水道等の劣化の進行が予測される中、同種・類似の事故の発生を未然に防ぐため、大規模な下水道の点検手法の見直しや、地下管路の施設管理のあり方などを検討する有識者委員会として設置されたものです。委員会では、令和7年3月17日に八潮市での道路陥没を踏まえ、「下水道管路の全国特別重点調査の実施について」の提言があげられ、翌日の18日には国から全国の下水道管理者に重点踏査に実施に関する要請がありました。また、令和7年5月28日に「国民とともに守る基礎インフラ上下水道のあり方」として第2次提言があげられ、「提言に関する基本的な考え方」が示されるとともに、「下水道管路の全国特別重点調査の確実な実施」、「上下水道

管路と地下空間のマネジメントのあり方」、「上下水道管路の戦略的な再構築の方策のあり方」、「下水道等のインフラマネジメントを推進する仕組みのあり方」などが示されました。

次に、「上下水道政策の基本的なあり方検討会」について説明します。令和6年4月から上下水道行政が国土交通省に一本化されたことで、2050年、25年後の社会情勢を見据え、強靱で持続的かつ多様な社会的要請に応える「上下水道システム」にするための、基本的な方向性を審議する有識者検討会が令和6年11月に設置されました。

第1回、第2回の検討会では、2050年に目指す社会の姿と上下水道の論点を整理してきましたが、令和7年1月28日に八潮市での道路陥没事故が発生したことから、上下水道の安全・安心を取り戻すため、第3回検討会以降は、強靱で持続可能な上下水道を実現するための基盤の強化について先行して議論が行われ、令和7年6月25日に「第1次とりまとめ」が整理され、取組の方向性が示されました。

配付資料も併せて御覧ください。「とりまとめ」の概要ですが、上下水道事業の喫緊の課題として「将来にわたり適切な事業運営が可能な組織体制の再構築と更新投資のための財源の確保」をすることが示されています。施設面では、老朽化の進行による事故の多発、耐震化の遅れ、リダンダンシーの不足が示され、経営面では、人口減少等による収入減少と維持管理・更新費の増大により、経営は厳しさを増すことが確実となることが示され、組織面では、上下水道事業に備わる職員数はピーク時から約4割減少し、組織体制の脆弱性が深刻になっていることが示されています。

また、持続可能な上下水道を実現するための取組の方向性が示されており、まず、「単一市町村による経営にとらわれない経営広域化を国主導により加速化」、「更新投資を適切に行い、次世代に負担の先送りしない経営へのシフト」、「官民の共創による上下水道の一体的な再構築と公費負担のあり方の検討」が示されているところです。

以上で、大規模陥没等を受けた国の現在の動向について説明を終わります。

(担当課) 続きまして議題「(3)雨水管理総合計画について」説明します。

1 ページ目、令和7年9月5日の台風15号の状況についてです。気象庁の観測データによると、1時間当たりの最大降水量は辻堂観測所で35.5ミリメートル、横浜気象台で57ミリメートル、三浦観測所で59.5ミリメートル、気象庁のデータではありませんが、鎌倉消防署では60.5ミリメートル、大船消防署では46ミリメートルの降雨を記録しています。なお、表の赤字の順位は、それぞれの観測地点での観測史上10位までの順位を記載しています。

鎌倉市内の台風15号による被害状況です。鎌倉市小町で床上浸水12件、大町で床上浸水2件、床下浸水2件、材木座で床上浸水1件の報告

が入っています。また、市内数か所で道路冠水を確認しました。スライド写真は、横須賀線と若宮大路が交差する下馬交差点付近の道路冠水の状況です。

前面スクリーンを御覧ください。こちらは、台風通過後の神戸川沿いの腰越のマンホールです。水圧によりマンホール蓋が浮き上がっている状況が確認できます。①、②は若宮大路二の鳥居付近の道路冠水の状況、③はU字溝からの雨水いっ水、④は開きよの水路があふれて道路にいっ水している状況です。

次に、鎌倉市の雨水計画についてです。現行の計画では、1時間当たり57.1ミリメートルの降雨に耐えられるように整備を進めています。現在策定中の雨水管理総合計画では、短時間で狭い範囲に大量の激しい雨が降るゲリラ豪雨などにも対応できるように、降雨強度の見直しを行います。降雨強度式の見直しに当たっては、鎌倉市近傍の直近46年分の降雨データを収集し、鎌倉市域の特性を反映した降雨強度式としています。その結果、60分雨量に関しては54.3ミリメートルと、現行計画よりも少ない降雨強度となっていますが、10分雨量では、現行計画に比べて約9パーセント上昇する127.7ミリメートルとなっており、近年の短時間降雨に対応した降雨強度式と考えられます。なお、これまでの雨水計画では、再度災害防止の観点から過去の降雨実績に基づき計画降雨を算定していますが、これでは将来の気候変動を考慮できていないと考えられるため、日本政府がパリ協定で目標とした、産業革命前からの平均気温上昇を2度に抑えることを踏まえた1.1倍を乗じた59.7ミリメートルを計画降雨として、鎌倉市内の一部地域の整備を行うこととします。

雨水管理総合計画の対策目標は、計画降雨に対し20センチメートル以上の浸水被害をおおむね解消することで、宅内浸水被害の解消を目標とし、流す、貯める、浸透させる、知らせるの四つの対策を軸に、地区ごとの特性を踏まえた総合的なハード対策、ソフト対策を実施します。

次に、整備を行う対象区域についてです。対象区域選定の基本方針は、浸水実績が多く、かつ、その浸水実績が床上浸水を超える被害がある場所で、浸水シミュレーション上の浸水リスクが高いエリアとしており、着色された12排水区8ブロックが対象となります。この8ブロックでは、1時間当たり59.7ミリメートルを計画降雨とし、総合的な浸水対策を行います。それ以外の地区は一般地区として、従来の1時間当たり57.1ミリメートルを計画降雨とした浸水対策を行います。

雨水管理総合計画では、短期、中期、長期といった段階的な整備を進めます。段階的整備目標としては、計画降雨に対しては、短期で床上浸水の解消、中期で床下浸水の解消、長期で浸水の解消と経過ごとに浸水規模を小さくしていき、長期の対策を行った時点で浸水解消を目指します。既往最大降雨に対しては、長期の対策を行った時点でも、全ての浸水を解消することはできませんが、床下浸水の解消を目指します。一方、想定最大降雨に対しては、ハード対策は実施せず、安全な避難確保ができ

るようなソフト対策を行います。

なお、雨水管理総合計画については、11月を目途にパブリックコメントを実施する予定です。

以上で、雨水管理総合計画の説明を終わります。

(会長) ありがとうございました。ただいまの国の動きの関係、そして雨水の対応関係について、何か御質問等ございますか。

(委員) 今の資料の6ページのところに整備対象区域の選定とありますが、ここに写真にもあった神戸川ブロックが出てこないのはなぜですか。

(担当課) 先ほども説明させていただきましたが、浸水対象選定区域の基本方針としては、まず浸水実績が多いところ、あとは浸水実績が床上浸水を超える被害があり、浸水シミュレーション上の浸水リスクが高いエリアを特に重点的に対策を行いましょうというエリアにしているので、その選定からは漏れてしまったという状況になっています。地図で言うと、左下辺りにある二又川ブロックというのは神戸川上流の一部エリアが入っています。

(委員) 先日避難指示が出たのは、神戸川の下流のほうですね。少しその辺り違和感があります。

(幹事) 実は、この二又川ブロックは腰越支所がこちらのブロックに入っておりまして、先ほど担当が説明したとおり、浸水範囲としては狭いのですが、支所や腰越消防署、そういったところが面している道路が冠水等してしまいますと、避難活動や救助活動に影響を及ぼすということで、今回上流部分を二又川ブロックというところで、一般対策地区で注力していこうという場所で抽出しています。

下流側ですが、実際にシミュレーションをしてみたり、過去の実績等を見てみますと、道路の部分については確かに冠水等が発生することはあるのですが、面積的に床上浸水等は発生していません。海が近いということもあり、流れてしまうこともあるかと思うのですが、そのような被害は発生していないので、実際に被害が発生している、もしくは非難行動等に影響を及ぼすところから行っていくということで、今回このような指定をしています。

(会長) よろしいでしょうか。他には何かございますか。

(委員からの発言なし)

(会長) もしあるようでしたらまた後でお願いいたします。

それでは次の議題に移ります。議題「(4)鎌倉市下水道 BCP について」です。こちらについては前回の審議会委員から御意見がございました。BCP について事務局でまとめていただいておりますので、御説明をお願いいたします。

(担当課) 鎌倉市の下水道 BCP、業務継続計画について説明します。

下水道 BCP の位置づけについてです。下水道 BCP は、市役所全体の機能低下時に対応する「鎌倉市地域防災計画」、部内の機能低下時に対応する「鎌倉市都市整備部災害時対策計画」に包含されており、鎌倉市内の下水道施設の機能低下時に対応する業務継続計画となり、被災時からおおむね 3 日間の緊急段階の行動計画となる「緊急点検・調査」、「緊急措置」、その後おおむね 30 日間の暫定機能確保段階の行動計画となる「一次調査」、「応急復旧」までの対応についてとりまとめたものです。

鎌倉市下水道 BCP は地震・津波編、水害編、大規模噴火降灰災害編、資料編の 4 編構成となっています。下水道 BCP の策定趣旨等は、地震・津波編に示され、水害編、大規模噴火降灰災害編においても準用されています。

まず、趣旨については「大規模な災害、事故、事件等で職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断させず、たとえ中断しても許容される時間内に復旧すること」、「災害時におけるリソースの制約を受けた状態にあっても機能を維持または早期回復すること」、「平時から災害に備えること」となっており、基本方針は「市民、職員、関係者の安全確保として、災害発生時の業務の継続・早期復旧に当たっては、市民、職員及びその家族の安全確保を第一優先とする」、「下水道事業の責務遂行として、市民生活や地域経済活動のために必要となる下水道が果たすべき重要な機能を優先的に回復する」としています。

「2 非常時の基礎的事項の整理」では、発災直後からの自動参集の流れ、体制や拠点について定めています。対応体制・指揮命令系統図では、本庁舎に都市整備部下水道災害対策拠点が設置できた場合と、災害等により設置できなかった場合、それぞれの指揮命令系統図を定めています。市全体を統括する鎌倉市災害対策本部の下に鎌倉市都市整備部災害対策本部、その下に公共施設毎の対策班を設置します。下水道災害対策拠点は、その中の下水道河川班の事を指し、下水道河川班には、情報連絡班、現場調査・復旧班、対策検討班があります。

鎌倉市下水道 BCP で想定する地震についてです。鎌倉市全体の地震災害時業務継続計画の想定と同様に、神奈川県地震被害想定調査の想定地震のうち、地震及び津波により予測される被害が市内最大級となる「大正型関東地震」と、津波により予測される被害が市内最大級となる「南海トラフ巨大地震」を対象としています。表はそれぞれの地震による被害想定を記しています。

鎌倉市下水道 BCP での非常時対応計画についてです。発災直後から 3

時間までの間に、対象職員は安否連絡を行った後、自動参集となります。3時間から4時間後、参集した職員で災害対策拠点の安全点検を行い、下水道災害対策拠点の立ち上げを行います。6時間から12時間後には、データ類の保護などを行い、情報連絡班が災害対策本部等の関係機関との連絡調整、被害状況等の情報収集や情報発信を行います。また、状況に応じて緊急点検箇所を優先順位を決定します。発災から3日程度は道路啓開の状況を見つつ、現場調査・復旧班が緊急点検・調査、緊急措置や応急復旧を実施し、汚水いっ水等の緊急措置を開始します。その後10日程度で、支援要請及び受援体制の整備を整え、現場調査・復旧班、対策検討班が調査を行いつつ、応急復旧に着手する流れとなっています。

次に、水害編について説明します。「1 水害編における山崎浄化センターの位置付け」についてです。国の下水道施設の浸水対策の考え方では、「河川氾濫等の災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設の被害による社会的影響を最小限にするため、ハード・ソフトにより施設浸水対策を確実に実施する」よう求められており、鎌倉市の下水道施設においても、それになります。山崎浄化センターは、年超過確率30分の1から80分の1の降雨では浸水しない想定ですが、想定最大規模の降雨においては、50センチメートルから3メートルの浸水が想定されています。七里ガ浜浄化センターは高台にあること、その他の下水道施設である腰越・台・玉縄・笛田・岡本の調整池については、自然流下により雨水貯留機能が確保されることから、水害編においては、山崎浄化センターの浸水等の被災に対する迅速な機能回復を念頭に策定しています。なお、その他項目については、前述した地震・津波編を基本としています。

次に、大規模噴火降灰災害編について説明します。鎌倉市域に影響を及ぼす噴火は、富士山、箱根山、伊豆東部火山群、伊豆大島の4火山による降灰となりますが、富士山以外の3火山については、降灰を含む噴火の影響が火口周辺の限定的な範囲と想定されることから、最も降灰深が大きくなると想定される富士山を対象としています。なお、富士山が噴火した際の降灰は、10センチメートルから30センチメートル程度の降灰を想定しています。

ここでは、各施設の降灰の影響についてまとめており、下水道や電力、水道、道路、通信などの施設への影響について記載しています。表示は、想定される主な影響の一部です。

その他、気象の変化による降灰状況や各施設への影響、噴火情報・噴火予報にかかる情報伝達ルート、勤務時間内・外での行動計画や降灰対策、防塵マスク、ゴーグル、ヘッドライトの規格などについて記載しています。

なお、資料編については、各種の資料であることから、本日の説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

(会長) ありがとうございます。今の説明について何か御質問等ございますか。

(委員からの発言なし)

(会長) もし分かればですが、想定で大正型と南海トラフで下水道も1万8,000人それから1,000人に支障とありますが、以前聞いた持続型幹線のところでは、津波が来るとポンプ場がやられてしまうので処理が全くできなくなってしまいうイメージだったのですが、その二つの地震の想定だとそこまでは被害を受けないというイメージですね。中身の話なのですぐ分からないかもしれませんが、分かるのであれば教えてください。

(担当課) スライドに記載されている下水道の機能支障1万8,170人というのは、神奈川県地震被害想定調査報告書から鎌倉市の部分を抜粋した数字となっております。実際にポンプ場等の影響による被害までは、この数字には反映されていないと思われます。

(会長) これは県の報告書がベースとなっているということですね。分かりました。ありがとうございます。
他に何か御質問等ありますか。

(委員) 8ページ「1 水害編における山崎浄化センターの位置づけ」のところですが、この想定最大規模の浸水があった場合においては、この山崎浄化センターは浸水してしまうということでしょうか。

(担当課) 想定最大規模の降雨の場合は、50センチメートルから3メートル程度の浸水が想定されています。

(委員) 例えば、浸水した後に復旧を見据え、重要施設には囲いをしておいて、復旧時間をなるべく短くする等の手法を考えられていますか。

(幹事) 現状この考え方ですが、年超過確率30分の1から80分の1ですと、止水板等を使って浸水を受けないようにということで計画をすると聞いているのですが、この山崎浄化センターの場合ですと、その場合には浸水の被害が出ないという想定になっておりますので、防水対策や止水板を設置するなど具体的なハード対策というのは、現状鎌倉市の場合にはとっていないというところです。

この想定最大規模になってしまいますと、全国的に下水の場合には災害になってしまうため、どんなに防水しても水が入って来てしまいますので、今のところソフト対策で考えるということで、鎌倉市もそれになっているという状況です。

- (幹 事) 今幹事から説明したとおりですが、山崎浄化センターはちょうどこれから改築工事を行っていくところですので、今1階にある電気室を改築に伴って2階に持っていくとか、そのような対策で耐震化をしようという考えはあります。
- (委 員) 少しでも被害を軽減することによって、その先の復旧の時間がだいぶ短くなるということを聞いたことがありまして、質問させていただきました。ありがとうございました。
- (会 長) 他には何かありますか。
- (委 員) 今の山崎浄化センターの想定最大規模の降雨 50 センチメートルから3メートルというのは、柏尾川が完全に氾濫してしまったということですか。
- (担 当 課) 想定最大規模の降雨の場合は、柏尾川が氾濫する想定となります。
- (委 員) 昭和33年(1958年)秋の狩野川台風では柏尾川が氾濫して、今のJRの跡地辺りは一面泥の海になったという話を昔の人からよく聞くのですが、その頃の柏尾川は堤防の高さが道路になっている今の高さとは全然違うので、今おっしゃったような柏尾川の水があふれ出す大雨というのは、もうこの世の終わりだというイメージです。
- (幹 事) 想定最大規模とは、「水防法」で逃げなさいという浸水の深さとエリアを示しているソフト対策であり、1日に632ミリメートルの雨が降って、柏尾川が外水氾濫した場合です。そこで言うと、山崎浄化センターの立地場所は、どうかみるのかということになります。
- 「水防法」でみるハード対策は、年超過確率100分の1で計画規模というものがありまして、施設を立地する際に、重要な設備は浸水深より高く計画するというのが基本です。柏尾川の計画規模は1日302ミリメートル雨が降ったときのものです。
- 想定最大規模は、あくまでも「水防法」で年超過確率1000分の1、632ミリメートル降った場合の対応をシミュレーションするものですので、計画規模の100分の1、302ミリメートル降ったときに、浸水エリアで考えるものだと認識しております。
- (幹 事) ちなみに、この前に説明しました雨水管理総合計画ですが、内水といわれる、下水道で実際に町の中に降った雨が排除できない場合のことを考えているのですが、シミュレーションを実際に行っておりまして、その時の最大で降ったとしても、山崎浄化センターについては浸水しません。ただ、柏尾川があふれていない場合という条件付きですので、柏尾

川があふれなかったら、想定最大で降っても、町の中から出ていく水に関してはなんとか処理ができて、山崎浄化センターについては浸水しないという結果は出ています。

(会長) ちなみに今のこの最大というのは、全国的に、とにかく考えられる一番大きいこともとりあえずどうなるか考えていくということで、全国的に考えてもらうようになっているのですが、確率面から言うと、何百年に1回くらいのイメージだと思いますが、どのくらいかというのはいくらですか。

(幹事) 内水の部分については、年超過確率 1000 分の 1 となっており、1 年間に発生する確立が 1000 分の 1 以下となります。外水の部分についても同様の考え方です。ちなみに内水の場合ですが、最大で 383.5 ミリメートル、1 時間で 153 ミリメートル降るであろうという雨です。経験したことがないため、どの程度かというのはいくらですか。

(会長) とんでもない雨ということですね。
他に何かありますか。

(委員からの発言なし)

(会長) 会議から 1 時間経ちましたので、ここで 10 分間休憩をとりたいと思います。

(休憩)

(会長) それでは再開いたします。先ほどの御説明に御質問ございますか。

(委員からの発言なし)

(会長) それでは続きまして、議題「(5) 鎌倉市公共下水道経営戦略について」です。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 経営戦略の改定について、説明します。経営戦略の改定については、前回、経営戦略(素案)について説明し、その後、各委員から御意見をいただきました。御意見を踏まえ、今回、資料5「経営戦略(素案)(令和7年(2025年)10月3日時点)」を作成しました。また、併せて資料6「経営戦略(素案)への意見と対応について」及び資料7「前回からの主な変更点について」を作成しました。

説明は、資料5「経営戦略(素案)」に沿って進めますが、初めに、資料6「経営戦略(素案)へのご意見と対応について」を御覧ください。こ

の資料は、前回の審議会中に出た御意見と、審議会終了後にいただきました御意見をまとめた資料で、項目別に整理し、各御意見に対する経営戦略（素案）での対応について、右側に記載しました。なお、御意見の項目に「―（バー）」を記載している項目は、御意見はありませんでしたが、事務局において修正した項目となります。

次に、資料7「前回からの主な変更点について」を御覧ください。資料7は、資料6でまとめた御意見と対応の中から、主な変更点を抽出し、作成した資料です。

では、今回の経営戦略（素案）について、資料7を使用して説明します。適宜、資料5「経営戦略（素案）」も併せて御覧ください。資料7は、1ページを御覧ください。左側に前回、令和7年度第2回審議会資料を、右側に第3回審議会資料として、今回配付しました経営戦略（素案）を抜粋し、作成しています。2ページ以降も同様の構成となっています。

では、説明に入ります。資料5「経営戦略（素案）」は5ページを御参照ください。項目は、「I 2 経営戦略の位置付け」についてです。経営戦略2026について、上位計画としている行政計画、関連する行政計画との関係が分かりやすいよう整理しました。

資料7は、2ページを御覧ください。資料5「経営戦略（素案）」は、6ページを御参照ください。いただいた御意見を踏まえ、「コラム① 公営企業会計の意義と仕組」から「コラム⑥ ウォーターPPP」まで、六つのコラムを作成し、各コラムの関係する項目に追加しました。

資料7は、3ページを御覧ください。資料5「経営戦略（素案）」は、11ページを御参照ください。項目は、「II 1 経営戦略2021の進捗」についてです。「(1) 施設の投資計画」について、冒頭に進捗状況をまとめた表を記載していますが、いただいた御意見を踏まえ、新たに投資額の計画及び実績を追加しました。また、市民に親しみやすいよう、計画の達成度を天気マークで表現しました。晴れは達成、雨は未達成、曇りは大幅な計画変更のため未達成としています。

資料7は、4ページを御覧ください。資料5「経営戦略（素案）」は、12ページを御参照ください。「(1) 施設の投資計画」について、資料7の左側、第2回審議会では、令和3年度から令和7年度まで各年度の数量・金額の計画値、実績値を表でまとめていましたが、資料7の右側、今回の経営戦略（素案）では、いただいた御意見を踏まえ、令和7年度末における数値のみの記載としました。なお、各年度の進捗状況は、資料編として整理する予定です。

資料7は、5ページを御覧ください。資料5「経営戦略（素案）」は、16ページを御参照ください。「(2) 最適化・平準化・広域化」の項目をはじめ、その後記載している「(3) 体制・民間活用・技術力」、「(4) その他の取組（デジタル化・資産活用等）」について、冒頭に総括表を追加しました。

資料7は、6ページを御覧ください。資料5「経営戦略（素案）」は、

26 ページを御参照ください。項目は「Ⅱ 2 経営戦略 2021 の評価」です。経営戦略 2021 の進捗について、審議会からの意見を追加するよう御意見をいただいたため、これまでの審議内容から事務局にて案文を作成し、記載しました。

資料 7 は、7 ページを御覧ください。資料 5 「経営戦略（素案）」は、35 ページを御参照ください。「（2）下水道事業に関する予測」について、この項目では、処理区域内人口など、将来の下水道事業に関する予測を記載していますが、いただいた御意見を踏まえ、冒頭に新たに総括表を追加しました。また、各項目では、令和 8 年度から令和 17 年度までの推計をグラフで記載していましたが、いただいた御意見を踏まえ、令和 2 年度、7 年度、12 年度、17 年度を基本とし、さらに、将来の予測が可能である処理区域内人口と管きょ老朽化率については、令和 27 年度、37 年度の予測を追加しています。

資料 7 は、8 ページを御覧ください。資料 5 「経営戦略（素案）」は、48 ページを御参照ください。資料 7 の左側、第 2 回審議会では記載していませんでしたが、30 年後を見通しながら、10 年後の下水道事業の姿（中期目標）を新たに決めました。中期目標は、資料 5、47 ページに記載している、30 年度後のあるべき姿（長期目標）四つを達成するため定めたもので、さらに 49 ページ以降に記載している主な取組は、中期目標を達成するため、今後 10 年間で実施する事業を記載しています。

資料 7 は、9 ページを御覧ください。資料 5 「経営戦略（素案）」は、61 ページ、62 ページを御参照ください。項目は、「Ⅲ 4 主な取組」のうち「⑩持続型下水道再整備事業」について、今年度の事業の実施状況から工程を見直し、令和 17 年度末の目標の数量及び投資額を修正しました。なお、17 年度までの投資額が減額となっていますが、事業完了までの投資額について、変更はありません。なお、投資額は現時点での試算額となります。経営戦略策定後に、事業の進捗により試算した投資額が変更となった場合などについては、例年、本審議会で行っています、経営戦略の進捗状況報告で報告する予定です。

資料 5 「経営戦略（素案）」の、76 ページ、77 ページを御覧ください。ただいま説明しました持続型下水道再整備事業など、投資額に変更のあった項目について再計算を行いました。再計算の結果、今回の変更は主に投資に関するものであり、資本的支出・建設改良費が変更となったことから、関連する収入である、企業債や国の補助金に変更が生じていますが、維持管理に係る収益的支出には大きな変更はありませんでした。

資料 7 は、10 ページを御覧ください。資料 5 「経営戦略（素案）」は、82 ページを御参照ください。項目は、「Ⅲ 6 進捗管理・検証・見直し」です。いただいた御意見を踏まえ、PDCA サイクルの体制がより具体的になるよう修正しました。

以上が、経営戦略（素案）についての説明です。経営戦略につきまして、今回の素案によりパブリックコメントを 10 月下旬から 11 月下旬に

かけて実施する予定です。

本日いただきました御意見については、パブリックコメントの結果と併せて作業を行い、年明け1月に予定している、第5回審議会で報告する予定です。以上で、説明を終わります。

(会長) ありがとうございます。ただ今事務局から説明がありましたが、本日いただいた御意見については、パブリックコメントと合わせて反映し、1月に予定されている第5回審議会に報告されるということです。
今の御説明に関しまして何か御質問等ございますか。

(委員) 52ページに民間開発団地の地図がありますが、この中に例えば浄明寺胡桃ヶ谷の住友団地だとか、二階堂の緑苑台などが出ていないのは、規模が小さいからでしょうか。

(担当課) 今回、民間開発団地で調査をしたところは、昭和50年代の前半、47年の後半くらいから大規模造成の開発によって造られた団地であり、それをコミュニティプラントという個々で下水道を処理していたところの場所です。鎌倉市がこのような団地の下水道管を譲り受けたことから、その場所について調査を行っている状況です。ですので、今のお話の場所は、そもそも公共下水道を市で整備している場所ですので、地図に含まれていません。

(会長) 他にはよろしいでしょうか。

(委員) 要望です。6ページの「コラム①公営企業会計の意義と仕組」について、一般会計が負担すべき経費の例という図の上に、「一般会計から繰入金という形で収入しています。」という文章があります。繰入金には基準内繰入金と基準外繰入金があると思いますが、それについても、できればここに追加していただけると、パブリックコメントのとき丁寧に見てくださる方は疑問を持たれるかもしれないので、できたらお願いします。

(事務局) 御意見を踏まえ修正させていただきますが、パブリックコメントまでに間に合うかどうかは調整させていただきます。

(会長) その他には何かありますか。

(委員) 資料5の12ページの文言です。「① 緊急輸送路の汚水修繕改築工事」の二つ目で、「当初、実施設計1.7キロメートルを計画していましたが、必要な設計数量を精査した結果、1.0キロメートルの実施となりました。」と文章で記載されているのですが、今回資料5を更新した関係だと思う

のですが、この1.0キロメートルに関連するデータがなくなっているの
で、この文章自体が何を指しているのか、この資料を読んだだけで
分かりにくいかと思いました。資料7の3ページに前回の第2回審議
会の資料があって、下の表のところには実施設計が1.0キロメー
トルというデータは載っているのですが、今回の資料には1.0キ
ロメートルの説明が理解できる表がないため、何のことを言ってい
るのかが分かりにくいと思いました。つまり、今回の資料はこの二
つ目の文章は必要なのでしょうか。

(担当課) 前回までですと、おっしゃるように令和3年、4年、5年、6年と各
年毎の表をこちら入れておきまして、そのところに実施設計1.7キ
ロメートルと出てくるので、そちらの表と見比べれば分かったとい
うところですが、今回数量等の投資額が計画と実績だけにまとめて
しまったので、実施設計という言葉がこの表からなくなってしまっ
ていますので、表記の方法を考えるか、御指摘があったように、「当
初、実施設計1.7キロメートル」という文章を削るかということに
ついては検討させていただきます。

(会長) 今の話から言うと、設計と工事を両方書くか、それとも設計は前段
なのでなくしてしまうかということですね。
その他にお気づきの点や御質問はありますか。

(委員) 全体的にコラムなどを付け加えてくださって、分かりやすくなっ
ていると思いますが、資料5の48ページ④エネルギーコストの縮減
について、「温室効果ガスは、既に目標(2030年度までに40.2パー
セント削減)を達成していますが」とありますが、これはエネルギー
コストではなく、温室効果ガスが達成されたということですよ。こ
の下に「91.5パーセント削減しています」と書いてありますが、こ
れは計算によって温室効果ガスの削減量を算出したということ
でしょうか。エネルギーコストのことを削減しなければいけない話
ですが、少し曖昧だと感じました。

(幹事) こちらでは温室効果ガスの削減について述べていまして、電力の購
入がこれまで化石燃料ベースの電力を購入しているところを、再
生可能エネルギー100パーセントの電力を購入している施設が大
半を占めたことによって、電力を作る過程で生じる温室効果ガス
がその分下がったということで、その計算が、下で述べている
91.5パーセントの削減に至ったということで、述べているもの
になります。

(委員) そうしますと、「再生可能エネルギーの使用によって」などを付
け加えていただくのはいかがでしょうか。

- (幹 事) そのような方向で検討させていただきたいと思います。
- (会 長) 今の話から言うと、「4 主な取組」のところがエネルギーコストではなく、温室効果ガスの項目になるという理解でよろしいでしょうか。
- (幹 事) 何をもってエネルギーコストと言うのかですが、エネルギーを調達するのにかかる費用という視点ですと、逆に高くなってしまいうことになってしましまして、ここではエネルギーを創出するための自然エネルギーが占める割合といった視点で述べたつもりなのですが、その辺りが分かりにくい表現だったかと思います。
- (委 員) エネルギーコストの縮減についてというのを省いた方が良くもありません。
- (幹 事) そのような方向で整理したいと思います。
- (会 長) ちなみに、この下に書いてある 91.5 パーセントというのは、下水道事業全体でということですか。それとも電気の購入だけですか。
- (幹 事) こちらは電気の購入という視点で、下水道施設全体に対してのものになります。処理場やポンプ場、雨水調整池などに設置しているポンプに係る電力ですとか、そういったものの総体を 100 としたときに、その調達の 91.5 パーセントが再生可能エネルギー 100 パーセントの電力で賄っているということで、計算したものになります。
- (会 長) 通常温暖化ガスの議論をするならば、まず下水道事業全体でこれだけあったものが、今これだけになっていて、今後これだけ下げられるという表現が書けるのが一番良いです。それができないのであれば、「購入する電気の部分については」というのをはっきり書いておく必要が出てくるので、全体が分かるのであれば全体、市でも何か計画あれば、それも簡単に引っ張りながら、場合によってはコラムを足しても良いのかもありません。
- 他には何かお気づきありますか。
- (委 員) 資料 5、12 ページの「③雨水管・雨水調整池の修繕改築」の二つ目に、改築工事の予定箇所において、実施に遅れが生じました、と理由が書いてあるのですが、この遅れが生じる原因は、工事がいろいろなところに関係してくることにあるので、できれば分かりやすく丁寧に書いた方が良くと思います。下水道管の管路は県道にあることも多いと思いますが、県道の下には我々が想像する以上に県営水道もあれば、NTT もあるし、ガス管もあるしということができるだけ丁寧に書いて、改築工事といっ

でもそんなに簡単にすぐできるわけのものではない、ということが分かるようにしておくことも大切だと思います。

(幹事) 実際に遅れているのは、若宮大路のところですか。管更正でやる予算要求をしていたのですが、並行して実施設計を行っていきまして、その結果が、一部管を開削でやり替えなければいけないということになりまして、委員のおっしゃっているとおり、埋設物がかなり錯綜しており、占用位置などその関係機関との協議が必要となり、見送った経緯がございます。その辺りが分かるような記載にしたいと思います。

(会長) それ以外に何かありますか。

(委員からの発言なし)

(会長) 全体の書き方に関することですが、できるだけ市民の方に分かってもらおうとすると、丁寧に書いた方が良いでしょう。ただ、そうするとボリュームがどんどん大きくなって行って、全体を見るのが大変になってしまう。ある部分は端折って薄くして資料編にした方が良いでしょうのか、あるいはそれぞれのところで細かいところまで分かるようにした方が良いでしょうのか。何か印象があったらお伺いできればありがたいです。

(事務局) 事務局としては、経営戦略本体と合わせてどのくらいのボリュームになるかは分かりませんが、概要版という形で作成しようと考えているところです。その辺りも踏まえて御意見をいただけると幸いです。

(委員) 私も水道事業者なので、市民目線というところと少しずれてしまうかもしれませんが、概要版を作成するのであれば、まずは鎌倉市さんが保有している雨水管、污水管の全体延長、全体的にどのくらいあるのかというのがあって、そのうち耐用年数を迎える管がこの程度ありますと。それを単純更新すると立ち行かなくなると思うので持続可能な下水道事業を経営するために、アセットマネジメントを行って、必要などころのダウンサイジングや後ろ倒しをしながら、30年後にはこれだけの工事を行わなければいけない、そのためには10年間でこんな工事を行わなければいけない、そのためにはこのくらいの値上げが必要という流れが良いのではないかという印象でした。また、この資料5については、会長がおっしゃるように、市民の方々が読んでいてどこに書いてあったかが分からなくなってしまうと思われまます。この辺工夫していただければと思います。

(会長) 他の方はよろしいでしょうか。

(委員) 一般主婦としての意見ですと、下水道代が上がるのはどうしてかという理由がまず皆さん知りたいと思うので、それは先ほど言われたように、老朽化しているからやらなければいけないところが一番主婦にとっては問題点です。あとは先日のようにたくさん雨が降ったときに、随分鎌倉は浸水してしまったので、そのような対応をするためにもお金がかかるということをし。皆さんこれを全部は読めないで、難しいですが、やはり主婦目線だとそういったところをピックアップしていただいていた方が読みやすいと思います。一番皆さんが気になっていることだと思うので。

(会長) 貴重な御意見ありがとうございます。気になるところをどうピックアップするかということですね。
他には何かお気づき、御質問はございますか。

(委員) 今の経営戦略がどんどん分厚くなってきているということですが、これは前回の2021に続く2回目の経営戦略です。おそらく今回が一番の大作にならざるを得ないと思います。市民向けには概要版のような市民が知りたいポイントとこちらが知らせたいポイントとがずれないように整理した簡易なものも大事ですが、本編としては今回のものはこれくらいの分量は必要ではないかと思います。つまり、全体の問題を洗い出すとこれでも足りないと思うくらい、鎌倉の下水道というのは他の市町村と異なる、良くも悪くも様々な問題を抱えていると感じるので、端折ってしまうというのはやるべきでないと思います。要は、概要版をいかに上手く作るかということにかかってきます。

だんだん細かい事になっていくのですが、資料5の中でところどころ出てくる汚泥という言葉にだけルビが振ってあり、それ以外のは漢字ではなく平仮名にするということがなされていると思いますが、その辺りどのような基準で作成したのかを教えてください。

(事務局) 全体総括して事務局で作成していますが、事務局が少し読みにくいと感じた漢字に振り仮名を振らせていただいたところです。この後パブリックコメントや市役所で全庁的な照会をかける中で、この漢字が読みにくいなどがあればルビを振ったり、追加をしていきたいです。

(委員) パブリックコメントはその後ですか。同時並行ですか。

(事務局) 市役所内の照会とパブリックコメントは同時に並行して進める予定です。

(会長) 他によろしいでしょうか。

(委員) もし可能でしたらお願いしたいことがあります。資料5、73ページのところに、下水道使用料の今回の答申に至る、いろいろな試算の結果をまとめたものがあります。答申では基本的に基本使用料というものを設けて、今回1,116円という金額にしました。あとは4立方メートル、8立方メートル、15立方メートルというように従量使用料を設けていますので、今後、資本費算入率37.3パーセントを維持するために、あるいは60パーセントはかなり遠い数字のような気がしますが、とりあえず50パーセントを目標とするとした場合、計算を単純にするために基本使用料だけを上げるといようなことで考えたら、この次の改定で37.3パーセントを維持するためには、もし建設コストがこの5年間のような早いピッチで上がっていく場合、いったいいくらになるのか。さらにはその先の令和16年には一体いくらになるのかということが、基本使用料の金額の変化がもし出れば、分かりやすくなると思いますので、可能でしたら教えてください。

(担当課) 73ページに仮試算として、令和8年度、令和11年度、令和16年度と改定時期を記載してございます。御質問の内容、従量使用料は令和8年度の単価、最低額が5円、最高額が411円としていますが、その単価を維持した上で基本使用料のみ改定した場合という前提で試算を行いますと、資本費算入率37.3パーセントを維持する場合には、基本使用料が令和11年で1,771円、令和16年改定の場合には2,554円という形になります。こちら前提としては、令和11年と令和16年の改定率はほぼ同率となるように、今回の改定率で約20パーセントですので、20パーセント分の改定を基本使用料のみで行うとした場合の金額になります。また、資本費算入率50パーセントでというお話になりますと、こちらが令和11年で2,070円、令和16年で3,295円ということになりまして、この2回の改定率が30パーセント近くになってくるような形になります。あくまでも令和8年から令和16年までの10年間の平均値としてそれぞれ37.3パーセント、または50パーセントを達成するという前提での計算結果になります。

(委員) 本日、財政の方いらっしゃいますか。先ほどの基準内繰入と基準外繰入について、下水道の関係課としては基準外をなくしていきたいということが答申でも書いてありました。個人でも財政担当でも、プロの意見でも構いませんので、今の数字をお聞きになってどんな印象を持たれたか、感想だけでも教えていただきたいと思います。

(幹事) 財政課の課長としての立場で申し上げます。一般会計からすれば当然繰出金というのは、少ない方がよいというところがございますので、下水道事業についてはもちろんその中でやっていただくというのが前提に

なるかと思しますので、資料5、75ページのところでは、令和17年度までの推移を書きいただいているのですが、基準外繰入は令和12年までとはなっているのですが、額だけ見ていきますと令和13年度以降も20億円から年によって30億円近い金額になっておりますので、一般会計への影響は引き続き大きなものになっていると思しますので、当然その額について少ない方が良くと思います。

一方で、同じ鎌倉市民の方にとってという意味では、一般会計や下水道事業会計というのはあまり区別のないところかと思しますので、市民の生活としては負担する料金というのは、急激に上がるということは負担になってしまうので、その両面を見ながら持続的に経営できるようにバランスをとっていく必要があると思えます。

(会長) 他にはよろしいでしょうか。

(委員からの発言なし)

(会長) 少し私の方から。過去の評価のところ、一番大元で市全体の公共施設のインフラ長期投資を試算すると、今後40年かなりの投資が必要になる。点検などをしっかり行って、マネジメント体制ができれば、投資が3分の2程度で済むはず。経営戦略を作成してからの5か年分とかを見ても、老朽化をカバーする投資からすると、投資の計画自体がまず足りなくて、実行されたものはさらに小さい。そういった意味では、国の今回の答申にも書いてありますが、投資の先送りをしていくとどんどんリスクも上がっていくし、災害対応がますますできなくなってくる。今先送りが続いている状況で、今回の10年計画では処理場を一つに統合する大規模計画を含めて、大きな投資が始まっていくことになるわけです。事務局の方で今後10年計画が計画どおりできたら、当初に想定していたマネジメント計画上の必要投資額とどの様な感じになるのか、少し説明していただけますでしょうか。

(事務局) ただ今、会長から御紹介がありましたが、資料5「経営戦略(素案)」の15ページを御覧ください。コラムとして投資の計画と実績をまとめているページになりまして、下に合計金額という表がございます。ここで令和3年度から令和7年度までの補修更新に係る経費をまとめているところです。今御紹介がありました、鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画の試算では、令和3年度から令和7年度にかけて約162億円を見込んでいたところですが、その中で今経営戦略2021の方では85億円を建設改良費の投資額として計上しておりました。それに対して5年間の実績としては約24億円というところでした。この5年間とさらに今後、令和8年度から令和17年度までの10年間を足した15年間で試算してみました。そうしたところ、社会基盤施設マネジメント後の試算におきま

して、15年間で約609億円を考慮していたところです。609億円に対して実績24億円ですので、10年間では585億円ほどを投資していかなければいけないという計画上の見込みとなっております。それに対して経営戦略2026で令和8年度から令和17年度までの建設改良費の見込みとしては、約843億円の投資額を見込んでいるところです。

(会長) 今の843億円というのは、例えば49ページにあるようなプロジェクトを総計した金額と合うということですね。

(事務局) 資料でいいますと、資料5、72ページに今回試算しました投資・財政計画についてまとめています。72ページの上段に建設改良費の推移ということで、令和8年度から令和17年度までまとめているところです。こちらの令和8年度から令和17年度までの建設改良費の合計が843億円というところです。

(会長) 今回の72ページのものは、実際今計画があるものでよかったですでしょうか。72ページの各年の投資額、大きいところだと130億円とありますけれども、これは例えば49ページで、今後10年に行うべき事業、これが全部網羅しているかどうかがありますけれども、10年分全部合計すると、あの額と合っていますか。

(事務局) 72ページの建設改良費にこの10年間で行うべき主な取組が含まれています。その他に細かい建設改良も含まれて、合計が843億円です。

(会長) とすると、今後10年で今計画されている計画額が、もし投資されればですが、この5年で先送りした部分も含めてマネジメント計画上の保全型体制に移って、点検、対応をきちんと行っている体制であれば、必要額については投資が先送りではなく、一元化も含めて、少し前倒しくらいのイメージにはなるかと思います。49ページと今の後ろのグラフのところを付け合わせてみていただけますか。もう少し上手くやるべきことを、足りないところがあれば書ければと思いました。
この他に何かありますか。

(委員からの発言なし)

(会長) よろしいでしょうか。経営戦略関係は、内容が固まってきたところかと思いますが、これまでの審議内容を踏まえまして、次回から答申の素案について作成していくこととなります。令和3年度の答申のときに、どのような形で答申を行ったかについて、簡単に事務局から説明をお願いします。

(事務局) 前方スクリーンを御覧ください。令和3年に本審議会からいただきました答申を投影しています。経営戦略の答申については、経営戦略本体を答申いただいておりますが、下水道事業の推進に当たり、特に留意する事項などについて、付帯意見としてまとめて答申をいただきました。

今回は、(1) 取り組むべき事業として3項目、(2) 財源の確保として3項目、(3) 事業の推進として5項目の付帯意見をいただきました。この付帯意見については、毎年度、本審議会で行っている経営戦略の事業進捗報告の際に、併せて進捗を報告しています。

(会長) ありがとうございます。ただ今、事務局から説明があったとおり、答申は、これまで審議している経営戦略本体を提出することになりますが、その他、現時点で、答申付帯意見などに記載する内容について御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。

(会長) 今後の投資の後半は年間100億円単位という非常に大きな投資になります。これまでは3億円とか5億円とかを続けてきたわけですが、事業を実施する体制自体が非常に減ってしまっている。これは他の市でも見られることですが、鎌倉の場合でも一時、百何人かいたけれど、今は半分以下です。

一方で、維持管理しながら改築更新するというのは、実は非常に技術力が必要なことで、運転しながら古いものを取り替えるというのは非常に難しい。新設するよりも何倍も技術力と手間とお金がかかるということ、これを上手く計画できるかどうかによって、期間もコストも大幅に変わってくる。やり方も非常に多様なので、これを選んでいく計画能力が今までよりもはるかに重要だと言われていました。

これまでのように個別で発注していくと、今の何十倍もの体制が必要になってきますので、より民間の方々に上手くまとめて行っていただくということも考えなければいけないわけで、体制をどのように立て直すかが非常にキーポイント。人を採るのが難しい時代に、そういった体制を上手く拡充していかないと、リスク、コストが増えて、実際の改築が進まないということになってしまう点について、上手く書ければと思います。

他に何か答申を出すに当たって、特に強調していかなければいけないこと、現時点で気付かれたことなど、コメントいただければと思います。

(委員) 付帯意見のところですが、例えば、管路更新事業について、優先順位を付けた方が良いのかと思いました。参考までに上水道の方では、まずは基幹管路を更新し、避難所や病院などの重要給水施設を優先的に更新していくなど、戦略的に更新していくこととしています。

(事務局) 確認させていただいてもよろしいでしょうか。今回の答申については

審議会から市に対していただく答申となりますが、その優先順位を明確にしながざ事業を実施してほしいというやうな趣旨のことでよろしいでしょうか。

(委員) そうですね。優先順位を明確にしながざ事業を実施することによって、市民の方がイメージしやすくなるのかなというところでは。

(会長) 優先順位も書けるところは書いていただければと思います。それでも書き切れないところは相当あると思うので。市が今後のことを考えていらっしゃる部分を、考えている途中の考え方についても少し説明していただくと、市民の方にも将来こうなると分かりやすいと思います。他にはよろしいでしょうか。

(委員からの発言なし)

(会長) 今までのところで出た話について、事務局の方で記載事項ありますか。

(事務局) 御意見ありがとうございました。ただ今の御意見をまとめますと、体制の構築について、民間活用・協力について、事業の優先順位についての3点になるかと思いますがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

(会長) この後会議が終わった後でも、御意見がございましたら事務局までお願いいたします。次回以降の審議会で、答申の具体的な内容について協議をしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、本日の鎌倉市下水道事業運営審議会は終了いたします。委員の皆様には、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございました。

以上